

## 参考資料

参考資料としては、以下の4点を添付した。

- 1.『海外出張報告書の概要』は、インフレーション・ターゲティング及び各国の金融政策等について欧州、米国、カナダで行った調査報告である。
- 2.『消費者物価バイアスをめぐる国際的な動向』では、アメリカ、OECD等の国際的な動向について整理した。
- 3.『1930年代アメリカ大恐慌のメカニズム』は、現状との比較において、歴史的に注目される大恐慌のメカニズムについて、参考文献をもとに取りまとめたものである。
- 4.『物価の推移と物価政策の歩み』では、戦後からこれまでの物価の歩みを概観、整理した。

1.海外出張報告書の概要

2.消費者物価バイアスをめぐる国際的な動向

3.1930年代アメリカ大恐慌のメカニズム

4.物価の推移と物価政策の歩み

## 海外出張報告書の概要 インフレ・ターゲティングをめぐる最近の動向

### 1. 調査の趣旨

景気対策の観点から一部の論者が調整インフレ論の導入を提唱しているが、その背景にあるインフレ・ターゲティングについて採用国における目的、評価、動向等を調査することにより、インフレ・ターゲティングの政策的示唆を把握すること。

### 2. 調査対象国

欧州（英・独・EU）及び北米（米・加）

### 3. 出張日程

欧州 平成 11 年 4 月 7 日(水)～15 日(木)

北米 平成 11 年 4 月 4 日(日)～11 日(日)

### 4. 出張者

欧州 物価局審議官：古川彰 物価調査課専門調査員：小泉直子

北米 物価調査課長：中藤泉 同課専門調査員：白崎俊介

### 5. 報告概要

#### (1) イギリス

訪問先 イングランド銀行、財務省ほか

##### 1) インフレ・ターゲティング導入の経緯

- ERM（為替レートメカニズム）加入時は、事実上、ドイツの金融政策の影響下にあり、物価の安定化が進んだ。1992年のERMからの脱退に伴い、それに代わる金融政策のアンカーとしてインフレ・ターゲティングを導入した。97年の制度改革により現行方式へと移行している。

##### 2) ターゲットにしている指標

- RPIX（住宅ローン金利を除いた小売物価指数）
- EUのHICPとの違いは、医療・住宅関連の項目がHICPに入っていないこと、HICPが幾何平均を用いていていること、の2点。

### 3 ) ターゲットの設定

2.5%。

- 97年よりターゲットの設定は大蔵省が、実行はイングランド銀行が行っている。ターゲットは、1年に1度、予算演説の際に変更があれば大蔵大臣が発表する。今後の改定の方向としては、インデックスの変更（HICP、期待インフレ率の採用）と目標数値の変更の可能性がありうる。
- CPIバイアスは0.75~1%程度と試算しており、実質的インフレ率はゼロではない。（BOE）
- 大蔵大臣は将来のある時点で、低いターゲットに移行することを否定していない。（HM TREASURY）
- EUの基準でいえば、RPIXの2.5%はHICPでは1.6%となり、ECBのインフレ率のクライテリア（2%以下）を満たしている。

### 4 ) 政策手段

- 利子率（レポレート）の操作による。
- 外生的ショックが生じたときの裁量の余地については、一義的にはBOEの金融政策によってインフレ・ターゲティングの達成をはかるべきである。しかし、財政政策がゴールデンルールなどによりルール化されているものの、金融政策をサポートする状況はありうる。現在は、金融緩和の方向にあるが、構造的な赤字を増やしてまで、裁量的な財政政策をとってはいない。しかし、緩和の可能性について完全には否定しない。（HM TREASURY）

### 5 ) 評価

- 中央銀行の独立性の強化、クレディビリティ改善など、プラス効果があった。さまざまな期待インフレ率指標も、実際のインフレ目標である2.5%に近づいている。

### 6 ) マクロ経済への影響

- 低いインフレ率は高いインフレ率より生産性の上昇や経済成長にプラスとなり、間接的に経済パフォーマンスを改善することになる。
- フェルド斯坦の分析手法（税制を考慮した上でのウェルフェアーゲインの測定）を用いると、3,4年前の水準からより低いインフレ率に移行した結果、0.2%程度のGDPゲインがあったと見られる。

## (2) ドイツ・EU

訪問先 欧州中央銀行、ドイツ連邦準備銀行、連邦大蔵省ほか

### 1) これまでの経緯

- ERM体制の下、ドイツの金融政策にオランダ、ベルギー、オーストリアが追随し、さらにフランス、スイス、ポルトガル、スペインも引きずられる形で、BUBAの政策が欧州大陸の金融政策のアンカーになっていた。
- 199年1月より、ECBによる一元的な金融政策が開始されたが、現在はすべて試行過程の段階にある。

### 2) ECBがターゲットにしている指標

- HICP (Harmonized Index Of Consumer Prices)
- インフレ指標として、消費者物価指数を使うのが、透明性、アカウンタビリティ、代表性という観点から自然であり、EUで採用しているHICPは、CPIから医療費、持家コスト除き、幾何平均でアグリゲートしたもの。
- コアインフレ率は短期的なインフレ見通しを作るには必要だが、ECBが用いる中期的目標には、一般的なインフレ率で差し支えない。WPIなどは、一般的の関心が高くなく、サービス価格が入らないなど範囲の制約もあり、目標とするには適当でない。
- 資産価格については、将来のインフレ予想への情報を含み、参照すべき指標であるが、主たるインフレ指標として参照するには変動が激しく、また株価は上昇しているが地価は弱含みであるなど多様性が大きすぎる。

### 3) ターゲットの設定

- HICP 2%以下（参考値として、マネーサプライ（M3）年率4.5%）
- ECBの理事会において目標値（中期的成長を2~2.5%、物価上昇を2%以下、流通速度低下による貨幣量増要因を0.5%以上）を設定している。変動幅を設けないのは、その範囲を外れるとただちに金融政策を発動するという好ましくない期待形成を避けるため。
- ECBのインフレ目標は、CPIバイアスを除くとニアゼロである。インフレ目標がプラスでなければならない必然性は理論的にはないが、ゼロインフレに設定しているわけではない。欧州のこれまでの経験からいって、

ゼロインフレをそもそも想定しないというのが本当のところである。

- ・ 望ましいインフレ率については有意な結果が得られていないが、様々なリジディティを前提すれば、1%程度のインフレ率がリーズナブルである。
- ・ ドイツのインフレ・バイアスは CPI で 0.5~1%と計測されていたが、その後、指標の改善があったため、現在では 0.5%程度と考えている。

#### 4 ) 政策手段

- ・ B U B A の金融政策は、マネタリー・ターゲットを採用しながら、マネーサプライ目標からの乖離をある程度許容するという意味で、「プラグマティック・マネタリズム」であった。
- ・ E C B の金融政策もかなりプラグマティックに行われると一般に期待されている。B U B A によれば、E C B の政策は、純粋のマネー・ターゲッティングでも、純粋のインフレ・ターゲッティングでも、またその混合でもない。また、「裁量的」とか「プラグマティック」とか言うのも不適当であり、あえて言うなら「ルール・ベースト・ディスクリーション」。流通速度変化、国による違いなどのため、E C B はまだユーロ圏内全体の金融政策のトランスマッショント・メカニズム解明に苦慮しており、試行錯誤の過程にある、と言う。したがって、物価目標やマネーサプライ目標を設定するという意味ではルール・ベースだが、そこから現実経済がある程度乖離するのを許容し、とくにマネタリー・アグリゲートがそこから乖離したとき自動的に引き戻すようなメカニズムは用意されていない、とのこと。

#### 5 ) 評価

- ・ 金融政策の成否の鍵を握るのは透明性とクレディビリティである。B U B A も E C B も米英日のような議事録公開などは行っていない。とくに E C B は利害の異なる加盟国の代表で理事会が構成されているため、発言者がわかる形での議事公開はマイナス効果を持つ恐れがあるとの考えによるもの。しかし月1回の総裁記者会見ではかなりフランクに詳しい説明がなされており、幹部の講演、月報の公表などでかなりの透明性は確保されている。

#### 6 ) マクロ経済への影響

- ・ マーストリヒト条約やドイツ連銀法を、物価安定が達成されたから他の政策目標も、という 2 - T I E R アプローチで解釈しようとする向きがあるが、それは適当ではない。実際には、金融政策による物価安定の達成が政府の各種政策の目標達成に貢献するという意味で、1 - T I E R アプロ

ーチであるべきである。欧州では失業は大部分構造的問題であり、構造的硬直性を取り除いて潜在成長力を高めるべく政府の政策は取られるべきである。中央銀行は、必要以上に引締め的になってはならないが、雇用や成長には、あくまで物価安定を通じて貢献する。( B U B A )

- E C B には物価安定以外の政策目標を追求する一般的な責務はない。他の経済政策は加盟国政府が行うが、それと金融政策との調整過程も直接にはない。金融政策は可能であれば他の政策を間接的にサポートすべきではあるが、E C B が物価安定以外の他の政策目標を追求するのは、物価安定達成という厳しい条件付きでしかなく、したがって政策調整というより、各機関による責任のバランスというべきである。

## 7 ) デフレ下の日本への示唆

- B U B A によれば日本の金融政策は、たしかに金利ゼロとなっているが、理論的に言えば、マネタリーベースの拡大はできるはずである。すなわち、国債購入や場合によっては民間債購入によってマネタリーベースを劇的に増やせば、民間金融機関の信用供給態度も変わるはずである。もちろん、銀行や企業の B / S の制約があるのでどれだけ信用増につながるかは分からぬ。また、金融機関への資本注入に伴って必要になる長期国債増発による長期金利上昇も、日銀のマネタイゼーションで相殺することはできよう。もちろんこうした政策は将来のインフレ要因になる。

## (3) カナダ

訪問先 カナダ銀行、カナダ大蔵省

### 1 ) インフレ・ターゲティング導入の経緯

91 年 2 月にインフレ・ターゲティングを導入したが、その背景としては、次の 3 点が挙げられる。

- インフレ率（消費者物価）が低下してきていたこと。
- 91 年に連邦消費税を導入したこと。これによる物価上昇は一次的なものであるが、人々のインフレ期待が高まらないように、政府・中央銀行としてインフレ率の低下に取り組む姿勢を示す必要があったこと。
- ニュージーランドが 90 年に導入した前例があったこと。

## 2 ) ターゲットにしている指標

### C P I 総合

なお、金融政策の実施に当ってはコア C P I ( C P I 除く食糧、エネルギー及び間接税の影響)に照準を当てている。これは金融政策の責以外の要因により変動する要素を除くという意味である。また、通年でみればコア C P I と C P I 総合が同じであるとの前提による。

## 3 ) ターゲットの設定

- ・ 2001 年末まで 1 ~ 3 %。
- ・ 1998 年末までの目標値を延長する形になった。これは、現状がインフレでもデフレでもないので特段変更する必要がないとの考え方。
- ・ なお、 C P I バイアスの存在を考慮すると事実上 1 % が下限と考えている。
- ・ ターゲットは大蔵省 ( 金融政策の方向性を決める立場 ) とカナダ銀行 ( 実践する立場 ) が協議して決定する。

## 4 ) 政策手段

短期的に金融市場の動向 ( 緩和・引締り具合 ) を M C I ( 3 力月もの短期金利と米国・ E M U ・円等対 6 力国加重平均為替レートから構成される指標 ) により把握し、翌日物レートを操作する。

## 5 ) 評価

インフレ・ターゲティングの導入で金融政策の目標が物価そのものになっため、その成果がわかりやすくなった訳だが、現にインフレ率が低下したことで政策当局への信頼性が高まった。また、政策当局と市場とのコミュニケーション ( 適切な情報提供 ) を通じて説明能力が認められた。

## 6 ) マクロ経済への影響

この結果、人々のインフレ期待が低下することで経済にとって望ましい環境が醸成された。

## 7 ) デフレ下の日本への示唆

- ・ デフレ下で、高めのレンジを設定することもあり得ることであり、高インフレ率を低インフレ率にする過程に対し、シンメトリーに考えれば良いのではないか。日本の現状を考えると、何らかのリフレ策が必要であろう。
- ・ 日本においていわゆる調整インフレ論があることは承知している。インフ

レを容認することの是非とインフレ率の操作可能性つまり一旦インフレが加速した場合に沈静化できるか否かという点に疑問があるとの主張には賛同する。

#### (4) アメリカ

訪問先 NY連邦準備銀行

##### 1) インフレ・ターゲティングの特徴

- ・ 中央銀行の信頼性が重要である。すなわち、中央銀行が明示的にアナウンスを行っていること、中央銀行がマーケットとの間にある種のコミュニケーションを行っており、マーケットの期待形成に影響を与えていていることがある。
- ・ 実際の運営としては、下限値は0～1%、景気後退時についてはマイナスとはならないだろう。上限値はインフレのコストの見合いで決まってくると理解している。

##### 2) 米国でのインフレ・ターゲティング導入の可能性

- ・ 米国でも議会で目標値を設定すべきという議論がなされるが、現行の金融政策でインフレ率のコントロールが上手くいっているので、あえて連銀のフレキシビリティを失うようなことをする必要はない。
- ・ ただ、米国の現状としては、現在の金融政策はグリーンスパン議長という個人への依存がかなり強い。その意味では、個人依存ではない、よりシステムティックな金融政策の在り方を考えてもよいと思われる。

##### 3) デフレ下の日本への示唆

- ・ 調整インフレ論を実践する観点からインフレ・ターゲティングを導入することについて考えると、中央銀行が、実際にインフレ率をコントロールできる手段があるとのクレディビリティがあるかどうかがポイントとなる。クルーグマンの説はこの点を検討していないように思われる。これは卵と鶏のたとえと同じで、需給が改善するからインフレ期待が上昇するのか、インフレ期待が上昇するから需給が改善するのか、このリンクが明確でない。
- ・ 日本の現状でインフレを誘導するような政策は、日銀を金融政策と金融セクター再建策の間のジレンマに置く可能性がある。

- ・ インフレのターゲットレンジは、インフレでもデフレでもないということだろう。その意味では、クルーグマンのいう 4 % のインフレ率は許容できるものではなかろう。



## 参考資料 2

### 消費者物価バイアスをめぐる国際的な動向

- ・米国消費者物価指数の改定に関するボスキン報告書の内容
- ・ボスキンレポートに対する米国労働省労働統計局の対応
- ・大統領経済報告における米国での消費者物価バイアスの最近の評価
- ・CPIバイアスによるOECD加盟各国への政策的影響について
- ・図表

## .米国消費者物価指数の改定に関するボスキン報告書の概要

米国議会の諮問委員会である「消費者物価指数改定に関する委員会」(委員長:スタンフォード大学ボスキン教授)は最終報告書を12月4日に発表した。その概要は以下のとおり。

1. 当委員会の調査によると米国労働省の行っているCPIは上方バイアスの発生により実際の物価上昇率を毎年1.1%過大評価しており、この過大評価は今後2~3年後も発生すると見込んでいる。
2. この上方バイアスは以下の4つの形態により発生する。

### 代替バイアス(Substitution bias)

代替関係にある商品の価格のうち一方が変化した場合、消費者の購買行動はこれに伴い変化する。つまり、一方の商品の価格が上昇した場合に相対的に割安な別の商品を購買することにより代替する。しかし、固定されたバスケットではこの変化を反映しにくくことにより発生。

### 大規模小売店代替バイアス(Outlet Substitution bias)

現行のCPIでは、低価格で商品を販売するディスカウントストア等大規模小売店での消費者の購買割合が高いという流通形態の変化が適切に反映されていないために発生。

### 品質変化バイアス(Quality Change bias)

商品の質の向上が単に価格上昇として扱われるよう、製品間の品質差が十分に反映されていない場合に発生。

### 新製品バイアス(New Product bias)

新製品が調査対象に含まれていなかったり、導入されても長いラグを伴って含まれる場合に発生。

#### (参考) 各バイアスの推計値

各バイアス	推計値
代替バイアス	0.40
大規模小売店代替バイアス	0.10
品質変化 / 新製品バイアス	0.60
合 計	1.10

3. 1996 年以前にも実際の CP 上昇率のうち毎年 1.3% が過大評価されている。  
(この 0.2% は指数作成上発生するフォーミュラーバイアスの部分)。この上方バイアスは、すぐなくとも 20 年前から発生しているものと思われる。
4. CBO(議会予算局)は、CP に毎年平均 1.1% の上方バイアスが今後 10 年以上生じた場合は、2008 年には、2,020 億ドルもの赤字と 1.07 兆ドルもの国債が生ずることを予測している。この CP の上方バイアスだけで社会保障、健康保険、防衛の次に重要な 4 つの連邦政府計画となりうる。

5. 当委員会は、BLS(労働統計局)に対し以下の内容を主とする提言を行った。

商品やハサケットの変化や新商品の出現を考慮した「最良の」指数(Superlative Index)という概念に沿った「生計費指数」(COLI)を創設すべきである。  
COLI では、ウェイトを基準年に固定するラスパイレス方式を廃止し、マーケットバスケットを適宜変え、最新のウェイトを取り入れるべきである。  
労働統計局は、現在の「マーケットバスケット」の枠組みを改善するための研究プログラムを推進していくべきである。  
労働統計局は、各指標項目の代替効果を十分に把握すべきである。  
労働統計局は、耐久消費財、帰属家賃、保険の各指標は、実勢価格を反映すべきである。  
労働統計局は、上記に関する外部の情報や専門技術や研究結果を取り入れていくことが要求される。

6. 当委員会は、大統領及び議会に対しても以下の提言を行った。

議会は、商務省及び労働省が経済統計の改善に関する情報を共有し、今後の経済統計に必要な予算を節約するための法律を制定すべきである。  
議会は、CES(消費支出調査)のサンプルや詳細なサンプルをより多く活用し、POP(購買時点調査)をより頻繁に行うために追加的な予算を労働統計局に対し計上すべきである。  
議会は、ほぼ 3 年毎に CP の改善状況をレビューし、現行の統計を的確にアドバイスする専門委員会を設立すべきである。  
議会及び大統領は、数々の連邦政府の支出計画や将来の税制に対し今後も過剰な物価スライド制を続けるか否かを決定せねばならない。そして、指標を適正にするための法律を通過させるべきである。

## ・ボスキンレポートに対する米国労働省労働統計局の対応

ボスキンレポートに対し、米国労働省労働統計局 (BLS) は 10 年ごとの指数の改訂と合わせ、以下のとおり回答した。

### (1) 代替バイアスについて

項目間レベルにおいて存在するとされた 0.15% のバイアスについては、ほぼこれを認めている。

また、項目内レベルにおける代替バイアスと混同されやすい「オーミュラーバイアス (0.24%)」を縮小するため、「シーゼニング」と呼ばれる手法を導入した。

(1995 年からは、食品と家賃に、1996 年からはすべての品目に)

「オーミュラーバイアス」CP のウェイトは基準時点の家計支出調査での当該品目への支出額を基準時点の価格で除するため、当該品目がセル中であった場合には、実態よりも高いウェイトが算出され、上方バイアスが発生する。このバイアスを「オーミュラーバイアス」と言う。シーゼニング：上記のオーミュラーバイアスを除去するために定期的に基準ウェイトを更新して、実態に即したものにする手法。

項目内レベルにおける代替バイアスについては、委員会ではその値を 0.25% としているが、BLS ではこれは大きすぎる値であるとしている。しかし、代替バイアス自体は存在すると考えられるので、1997 年末には採用品目分類を決定し、1998 年から CP の計算に品目分類毎の幾何平均を導入することに合意した。

(1999 年 1 月より公表)

### (2) 大規模小売店バイアスについて

委員会では、低価格販売店舗の出店によるバイアスは 0.1% 存在するとしているが、ディスカウント店と既存の小売店のサービス内容の差異には着目されていないため、BLS ではこの値は大きすぎるとしている。

### (3) 品質変化 / 新製品バイアスについて

委員会では 19 の分類で生じている品質変化 / 新製品バイアスの合計は、0.6% になるとしている。

19 分野 (食品、生鮮食品、外食、アルコール飲料、電話を含むその他実用品、家具、自動車燃料、市販の薬や医療サービス、個人支出及び教育費、家賃、衣料品とその維持・修繕、新車、中古車、電子機器を含む器具、処方薬、専門医療サービス、病院及び関連サービス、娯楽用品、個人看護)

BLSは19分野を3つに分類し、それぞれ以下のように回答している。

**9分野** (食品、生鮮食品、外食、アルコール飲料、電話を含むその他実用品、家具、自動車燃料、市販の薬やサービス、個人支出及び教育費)

この分野には 0.11% のバイアスがあるとする委員会の評価について、BLS はこれには明らかな根拠がなく 委員会による誇張が含まれるとした。

**4分野** (家賃、衣料品とその維持・修繕、新車、中古車)

この分野について委員会は 0.16% のバイアスがあると評価したが、BLS はそれより以下のように回答している。

#### ・家賃

委員会が行ったバイアスの分析には 2つの重要な問題があり、それを考慮するならば、CP の家賃に上方バイアスがあるという委員会の指摘はあたらなくなる。

#### ・新車と中古車

委員会は、バイアスの存在理由として耐用年数の増加をあげているが、これは既に現在の CP の中で調整済みのことである。

#### ・衣料品

委員会が指摘する品目の固定によって生じるのは上方ではなくむしろ下方バイアスであり、委員会の指摘はあたらない。

**6分野** (電子機器を含む器具、処方薬、専門医療サービス、病院及び関連サービス、娯楽用品、個人看護)

この分野について 0.34% のバイアスがあると委員会は指摘している。これに対し、BLS はこの 6分野を医療看護とハイテク消費財の 2つの分野に大別し、それより以下のように回答している。

#### ・医療看護

委員会では 2つの病気の事例をもって、保健医療分野全体にバイアスが存在すると指摘したが、医療の各分野における品質の改善はそれほど多様なものであり、2つの例を持って全体を代表しているという指摘はあたらない。

また、医療の品質改善に対応するために、BLS では 1997 年 1 月から、既に PP で採用されている、個別の医療支出ではなく一つの症状が完治するまでの費用を算定する方式を採用している。

#### ・ハイテク消費財

BLS では、家電分野においてヘドニックアプローチを採用することを計画中である。

## .大統領経済報告における米国での消費者物価指数バイアスの最近の評価 関連部分仮訳

価格指標の公表が遅れた最も大きな理由は、CPと国民総所得計算に用いられている指標の技術的手法の変更があったからである。一般的に、これらの変更によって測定されるインフレ率は低下している。CPについて、1995年から1998年の終わりまでの技術的手法の変更によって、CPのインフレ率はおよそ0.44%程度低下した。1999年と2000年に導入される変更によってそのようなインフレ率は、さらに0.24%低下するであろう。

### 価格測定における技術的手法の変更

労働統計局 (BLS)と経済分析局 (BEA)は、消費者物価指数と国民総所得計算における価格指標の精度を改善する技術手法の変更を最近行った。これらの変更のうちの一つについては、1998年に効果が出ている(表)。BLSによる改善点のほとんどは、測定されたCPの上昇率を低下させていて、またそのうちの多くは名目支出の縮小にも影響し、結果として実質GDPを上昇させる。1998年に行われた変更には、特許期限の切れた医薬品の代替、「シーザーニング」と呼ばれている手法による調査店舗のローテーション上の問題の訂正(最初に食料品項目で訂正され、その後他の商品項目においても訂正された。)、家賃の増加を測定する公式の変更、

病院の料金表による価格測定から病院が保険会社に送付する請求書による価格測定への変更、コンピュータの価格測定をコンピュータの本質的な性質によって測定する方式(ヘドニック)に変更、そして、マーケットバスケットを1982-84基準から1993-95基準へ変更する、といった内容が含まれている。1999年は、項目内の代替バイアスの補正のために算術平均の使用から幾何平均の使用への移行が予定されている。2000年には多くの新製品の採用を伴う調査品目のより頻繁なローテーションを、BLSは実施する予定である。1998年に行われた変更による効果の合計は、CPのインフレ率を1年間で0.44%低下させている。

1999年と2000年に実施される変更によりCPのインフレ率はそれぞれ0.20%、0.04%低下する見込みである。BEAは1998年7月に行われた国民総所得計算の年次改訂に幾何平均CPを導入した。幾何平均CPの効果は1995年から表れ始めている。1999年10月に予定されている基準改定により、この効果はさらに大きくなるだろう。BEAは、既にCPの使用からPPの使用に移行して、内科医療サービス、政府サービス、民間医療行為の上昇率を低下させた。1997年の7月の国民総所得計算の年間訂正でなされたこれらの変更点は、1994年にまでさかのぼった。これらの価格のPPの測定値は、比較可能なCPよりも増加分が少なくなっているので、このような測定方式の変更によって、連鎖ウェイトGDPの伸びが減少し、実質GDPは

増大している。これらの変更や、前述したCPの変更により2000年までに実質GDPは年間で0.29%増大するはずである。

表

変更点	効果のあった年		効果(年・%)	
	CPI	NIPA	CPI(%)	GDP(%)
PPの病院と内科への導入	(1)	1993,1994	(1)	0.06
薬剤の代替効果の考慮	1995	1995	0.01	0.00
家庭用食料のシーズニング	1995	1978	0.04	0.03
家賃全体の構成の見直し	1995	1978	0.10	0.03
持家の家賃算定公式の見直し	1995	1978	0.03	0.01
一般品目のシーズニング	1996	(1)	0.10	(1)
医療サービス指標の見直し	1997	(1)	0.01	(1)
パソコンのヘドニックアプローチの導入	1998	(2)	0.04	0.00
マーケットバスケットの更新	1998	(1)	0.17	(1)
幾何平均手法の導入	1999	1995	0.20	0.15
品目ローテーション	2000	2000	0.04	0.03
1998年以前			0.44	0.26
1999年以降			0.24	0.03
合計			0.68	0.29

(1) この指標には関係なし

(2) 1948年からのNIPAの全体の系列は、技術的な手法の変化を反映しているので、この系列に不連続性はまったくない。

NIPA National Income and Product Accounts

薬剤の代替効果 同じ治療効果をもたらす一般薬剤については、オリジナルの特許期限の切れた6ヶ月後から代替品として調査対象になりうるようにした。

家賃の測定手法の改善 帰属家賃について、これまで同地域の似たような借家の家賃を調べていたが、サンプルが少なく変動が大きいこと、正しく帰属家賃の動きが反映されないこと、などから一般家賃の値をそのまま使用することにした。

医療サービス指標の見直し 価格調査を、病院が提出する価格表から病院が保険会社に送付する請求書に変更。

マーケットバスケットの更新 1982-84年基準から1993-95年基準に更新。

幾何平均手法の導入 品目・項目の価格を特定銘柄の価格ではなく、いくつかの銘柄の幾何平均を取ることにした。

調査品目のローテーション方法の変更 1年毎に調査地域の20%の調査銘柄・店舗の入れ替えを行い、5年ですべてが新しくなるようにした。

## . CPIバイアスによるOECD加盟各国への政策的影響について

(EPC/WP 1報告文書 (1997年10月)より作成 )

### 1. 概要

OECD加盟国において、CPは最も重要な経済指標の一つである。これまで、CPが持つ欠点やバイアスについては議論がなされてきたが、米国で毎年平均1.1%のCP正方バイアスが存在することを主旨とした上院諮問委員会(通称「ボスキン・レポート」)の報告書が96年11月に発表されたことから、この議論が注目されるようになった。

このため、96年12月のEPC(経済委員会)の下部委員会であるWGにおいてCPIの測定誤差の問題について調査することが求められた。このWGでは、加盟各国からこのCPの問題点に関する報告書を提出することが合意され、加盟各国のCPの問題点や政策的関与の概要について以下の結論が得られた。

### 2. CPの問題点及び経済政策を行う上でのCPの関与

#### (1) CP測定に関する問題

CPは、多くの国でインフレーションの測定や比較に使われ、経済政策を行う上で重要な経済指標である。しかしながら、CPは、基準改定の頻度が低い等の問題点がある。

CPは、数多くのバイアスや欠点を持っているが、最も共通した問題は以下に大別出来る。

多くの国でCPは基準固定型ラスパイレス指数により計算されているため、特有のバイアスが発生している。

耐久諸費財等の測定に技術的限界があること。

もちろん、以上の問題は、国によりCPの算出法や構成が異なるため、各国により状況は異なる。

米国においては、CPIバイアスに関して数多くの研究結果が発表されている。この結果は、程度の差はあっても、いずれも実際のCP上昇率は公表された上昇率に比べて低いという結果が導き出されている。米国のような包括的な研究は、それ以外の国では極めて限られている。

しかしながら、これらの国々においてCPIバイアスに関する正確な推計が行われていないにもかかわらず、新製品の登場や品質調整が適切に行われないこと等によって発生するCPIバイアスの問題は最も重要とされている。

多くの国々では、程度の差はあれど、CP測定に関する問題を改善するための措置が講じられている。例えば、基準改定の頻度を高めること、小売調査銘柄を増大すること、代替効果を反映するために適切な指標算定式を選択すること、品

質調整を適切に行うためにヘドニック・アプローチを採用すること等であるが、多くの加盟国においてこれらの措置が既に導入されていたり、導入が検討されている。

また、CP測定の改善措置にはコスト的な制約を伴うことが、CPの問題解決を妨げている側面があることも無視できない。なお、EUでは域内のCPを可能な限り同一なものに近付けるための作業が進められている。

## (2) 経済政策への関与

多くの国で、CP上方バイアスの問題は、各国の経済政策にあまり大きな影響を与えていない。しかしながら、CPの物価スライド制がもたらす問題は重要である。財政面においては、CP上方バイアスにより社会保障費を過大に国民に支払い、税金の控除額が過大であること等の直接的効果がある。このように、CP上方バイアスにより社会保障費が増大すること等により各国政府の歳出が過大となり、控除額が上がることで歳入不足が発生する等の具体的な影響があると回答した国は限られている。なお、米国とイタリアのみがCP上方バイアスによる財政収支への具体的影響が推計されている。

インフレターゲットを採用している国を含め、多くの国がインフレ圧力をモニターする事に関しては、CP上方バイアスの存在を織り込み、また、他の指標をも利用しつつ行っているので、政策決定への大きな影響は無いとした。また、インフレよりも為替レートを重視しているため影響は小さいとした国もいくつかあった。

CPに計測誤差があるか否かは他の経済指標にも大きく影響する。特に、CPは国民経済指標デフレーターの算定基礎となるケースが多い。CPの計測誤差の問題は成長率と生産性の問題に関連があり、インフレ率の過大評価は経済成長率の過小評価をもたらし、それゆえに生産性の過小評価につながる。このことは、多くの国で情報・通信技術への巨額の投資が行われているにもかかわらず、生産性成長率はほとんどの国で過少評価されているという「生産性パラドックス」を引き起こしている。

表1 主要国の消費者物価指数の概要

	日本	米国	英国	ドイツ連邦共和国	フランス	イタリア	カナダ	韓国
作成機関	総務庁統計局	労働省	中央統計局	連邦統計局	国立統計経済研究所	中央統計局	中央統計局	統計庁
対象範囲	全国の消費世帯 (農林漁家世帯及び単身世帯を除く)	都市の全世帯 (軍人及び学生を除く)	全国の勤労者世帯 (高額所得者を除く)	全国の全世帯 (高額所得者を除く)	全国の全世帯	全国の全世帯	全国の全世帯 (単身者を含む)	全国の消費世帯 (農林漁家世帯及び単身世帯を除く)
指数算式	ラスパイレス型指数	ラスパイレス型指数	ラスパイレス型連鎖指数	ラスパイレス型指数	ラスパイレス型連鎖指数	ラスパイレス型指数	ラスパイレス型指数	ラスパイレス型指数
指 数 の 基 準 時	1995年	1993-95年	1990年	1991年	1990年	1995年	1990年	1995年
基 準 改 定 頻 度	5年に1度	10年に1度	毎年	5年に1度	毎年	5年に1度	4年に1度	5年に1度
ウエイトの算定	1995年の1年間の家計調査	1993-95年の3年間の消費支出調査	前年の第2四半期までの1年間の家計支出調査により毎年2月に改定	1988年の家計支出調査を基に、毎月の家計予算調査を利用して、基準時に修正。	国民所得統計及び家計支出調査により毎年1月に改定。	国民所得統計の消費金額	1992年家計支出調査及び92年家計食費支出調査	1995年1年間の都市家計調査
指数组目数	580品目	211品目	600品目	750品目	265品目	515品目	182品目	509品目
価格調査	・全国167市町村の34,000店舗で毎年調査。 ・生鮮食品及び切り花に関しては月3回調査。	・87地域 ・食料・光熱は毎月調査。 ・他の品目は5大都市圏で毎月、その他の都市では隔月調査。	・180市町村で毎月調査。 ・商品は、毎月調査。 ・サービス関係品目は4半期毎に調査。	・190地方自治体 ・毎月調査	・96都市 ・毎月調査(生鮮食品は月2回。耐久財は4半期毎の調査。)	・93都市 ・毎月調査(生鮮食品は月3回。家具・家事用品及び公的サービスは4半期毎。)	・全都市 ・毎月調査。(家具・家事用品は年6回調査。自動車、被服、個人サービスは4半期ごとに調査。)	・36都市 ・毎月3回調査。
持家の帰属家賃の取扱い	・1970年から帰属家賃を算出。 85年から帰属家賃を含めた総合指数を作成。	・1983年1月持家算定方式から帰属家賃方式に変更。 ・帰属家賃は、地域内における属性の類似した家賃から推計。	・75年以降、住宅ローン金利、保険料、地代、地方税、上下水道料、修繕維持費等からなる住宅コストを算出。 ・95年2月以降、持家の資産価格の変動も含める。	・帰属家賃は、地域内における属性の類似した家賃から推計。	・帰属家賃を含む指数を算出しているものの、総合指数には含まれていない。	対象外	・修繕維持費、財産税減価償却、保険料及び住宅ローン金利をもって住宅コストとする。	・1995年から帰属家賃指数を別途算出。

(備考)1. OECD「EPC-WP1報告文書」及び総務庁「消費者物価指数组年報(平成8年)」から作成。

2. 米国については98年3月時点、その他は98年10月時点。

(表2) OECD各国の CPIバイアス推計値

各国の立場	国名
毎年0.8%-1.5%の範囲内	米国
毎年0.35%-0.8%の範囲内	英国
毎年0.5%程度	カナダ
毎年1.0%程度	NZ、ノルウェー
米国のバイアス値よりも小さい	フランス、イタリア、カナダ
バイアス値は小さい	豪州、スエーデン、イタリア
バイアスが存在するか否か不明 / バイアス値の程度が不明	日本、メキシコ、スイス
品質バイアスの測定が困難である。	フランス、カナダ
調査中	ドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、 英國、オランダ、スイス

(備考) OECD「EPC-WP1報告文書」より作成。

(表3) OECD各国におけるバイアス値(年平均)の推計

バイアスの形態	事項	国名
品質調整バイアス	0.06%程度	スエーデン
	1.0%以下	米国
	0.1%未満	豪州
	0.2%未満	カナダ (注3)
	0.25-0.35%	英國
	バイアスの原因が存在する可能性が高い	フィンランド、オランダ、NZ、ノルウェー
	存在の可能性がある。	日本
	存在するか否かわからない	スイス
	推計が不可能	フランス、カナダ (注3)、デンマーク
	推計中	ドイツ
	原因が存在する可能性がある	アイルランド
品目レベルの代替バイアス	バイアスが小さい/存在しない	日本、フランス、豪州、アイルランド、NZ、ノルウェー
	0.1%程度	英國、カナダ、スイス
	0.14%程度	米国
	0.2-0.3%	オランダ (注4)
	バイアス値はわからないが存在する可能性がある	デンマーク、フィンランド
	推計中	ドイツ
サンプルレベルでの代替バイアス	低い 存在しない	日本、カナダ、アイルランド、ノルウェー、スエーデン
	0.1%程度	フランス、デンマーク
	0.25%程度	米国
	0.3-0.4%	英國
	バイアス値はわからないが存在する可能性がある	フィンランド、NZ
	推計中	ドイツ
新製品バイアス	低い かなり低い	フランス、ノルウェー、スイス
	0.0%-0.15%	英國
	0.10-0.20%	米国
	0.2%程度	スエーデン
	0.3%未満	カナダ (注3)
	バイアスの原因が存在する可能性が高い	オランダ
	バイアス値は不明だが、存在する可能性がある	日本、デンマーク、フィンランド、NZ
	推計が不可能	カナダ (注3)
小売代替バイアス	低い かなり低い 存在しない	日本、豪州、フィンランド、ノルウェー、スイス
	0.1%程度	米国、スエーデン
	0.1%未満	カナダ
	0.05-0.15%	フランス
	0.10-0.25%	英國 (注5)
	不明/推計中	ドイツ、デンマーク、NZ
	推計が不可能	カナダ

(注)1.OECD「EPC・WP1報告文書(97年)」より作成。

2.上記の推計値は、各国が異なる手法で評価を行い、全てが必ずしも政府による推計とは限らない。

3.カナダ統計局の回答そのものを記載した。

4.10年前の推計。

5.1994年以前の推計値。

(表4) OECD各国において金融政策を行う際の CPIバイアスの評価

(1) CPIの活用

回答	国名
物価安定の目標 / 定義付けとして	ドイツ、フランス、イタリア、英国、カナダ、豪州、フィンランド、アイルランド、NZ、スペイン、スエーデン、スイス
インフレを監視するための指標の一つとして	米国、ドイツ、イタリア、英国、豪州、フィンランド、アイルランド、韓国、メキシコ、スペイン、スエーデン
インフレを監視する最も重要な指標 / 指標の一つとして	日本、フランス、カナダ、オーストリア、デンマーク、ギリシャ、オランダ、ノルウェー

(2) 金融政策行う時の CPIバイアスの影響

回答	国名
インフレ・ターゲットを設定していないため影響なし	日本、ベルギー、チェコ、デンマーク、アイルランド、韓国、オランダ、ノルウェー
バイアスが金融政策そのものに含まれているため影響はない。	米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州、フィンランド、メキシコ、NZ
CPIにバイアスがないため影響がない	ギリシャ、スエーデン
影響が幾分かあるかもしれない(試算は行わず)	オーストリア
不明	フランス、イタリア、チェコ、ハンガリー、スイス

(3) 給与水準設定時の CPIの役割

回答	国名
設定時に物価スライドされる	フランス、イタリア、カナダ、ベルギー、ギリシャ、オランダ、NZ、スペイン、スイス
設定時の重要な参考指標として活用	ドイツ、フランス、英国、豪州、オーストリア、デンマーク、メキシコ、スエーデン
インフレ予測の参考に活用しているが、他の経済指標も重要(労働市場等の状況に鑑み柔軟に対応)	米国、日本、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、NZ、ノルウェー

(注)OECD「EPC-WP1報告文書(97年)」により作成。

(表5) CPI上昇率1%の上方バイアスがOECD加盟各国の予算に与える影響  
(対GNP比%)

国名	歳入	歳出	財政赤字
米国(2002年)	-0.21	0.42	0.64
フランス(1997年)	-0.08	0.07	-
イタリア(1995年)	0.45	1.18	0.73
英国(1997/98年)	0.00	0.18	0.18
カナダ(1996/97年)	0.00	0.02	0.02
チェコ(1997年)	-0.02	-0.02	0.00
オランダ	-	-	0.20
NZ(1996/97年)	0.01	0.10	0.09
スペイン(1997年)	-0.02	0.21	0.23
スエーデン	-	-	0.10
日本、ドイツ、フィンランド、ギリシャ	無し/ほとんど影響なし	無し/ほとんど影響なし	無し/ほとんど影響なし
豪州、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハンガリー、アイルランド、韓国、メキシコ、ノルウェー、スイス	推計していない	推計していない	推計していない

(注)OECD「EPC-WP1報告文書(97年)」より作成。

(表6) OECD各国におけるCP測定時の技術的課題

課題	国名
持家の帰属家賃の取扱い	ドイツ、イタリア、英国、豪州、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、メキシコ、NZ、スエーデン、スイス
サンプリングの問題	
価格変動の取り扱い	フランス、英国、メキシコ、スエーデン
直接税、その他の税の除外	イタリア、ギリシャ、スイス
非市場財(保険、教育等)の取り扱い	ドイツ、スイス
基準改定頻度が低い	英国、オランダ
調査が困難な品目の取扱い	フランス

(注)OECD「EPC-WP1報告文書(97年)」より作成。

(表7) OECD加盟各国における持家の帰属家賃の推計方法

国名	推計方法
米国	類似の賃貸住宅から推計
カナダ	住宅コストの合計から推計
メキシコ	住宅建設コストから推計
日本	類似の賃貸住宅から推計
ドイツ	類似の賃貸住宅から推計
英国	住宅コストの合計から推計
スイス	類似の賃貸住宅から推計
スエーデン	住宅コストの合計から推計
フィンランド	住宅コストの合計から推計
ノルウェー	住宅コストの合計から推計
ハンガリー	住宅維持コストの合計から推計
アイルランド	住宅コストの合計から推計
オランダ	類似の賃貸住宅から推計
豪州	住宅コストの合計から推計
NZ	建設コスト及び地価から推計

(備考) OECD「EPC WP1報告文書(97年)」より作成。

## 物価の推移と物価政策の歩み

年度	物価上昇率(%)		背景	主な物価対策等
	消費者物価	国内卸売物価		
1946 47 48 49 50	115.6 73.2 25.3 7.2	346.5 195.9 165.6 63.3 18.2	・食糧危機とインフレの急激な進行。 ・生産力(鉱工業等)の著しい衰退。	・「金融緊急措置令」等の5つの緊急勅令と「戦後物価対策基本要綱」等からなる「経済危機緊急対策」の打ち出し(総合的インフレ対策。) ・(経済安定本部と物価庁発足。) ・戦後物資統制の基本法規である「臨時物資需給調整法」公布即日施行。 ・傾斜生産の遂行。 ・価格調整公団の設立。 ・物価、賃金体系の全面改訂等8項目からなる「経済緊急対策」の実施。 ・(第1次経済白書発表。) ・新物価体系(7月体系)の設定。 ・物価庁内に物価安定推進本部設置。 ・GHQによる「経済安定9原則」の実施の指令(物価統制を強化し、必要があれば範囲を拡充すること等。) ・(ドッジ・ラインの展開:360円レート設定、超均衡財政等。)
51 52 53 54 55	16.2 4.1 7.6 5.5 1.5	38.8 2.0 0.7 0.7 1.8	・朝鮮動乱ブームと大量特需の発生による物価の急速な再上昇(外需インフレ的な性格を持つ。) ・経済復興と自立の一応の目安がつく。 ・独立後初の外貨危機( IMF加盟後。) ・緊縮政策。 ・昭和29年不況。 ・数量景気。	・輸入促進等の物価上昇緩和政策の推進。 ・価格調整公団廃止。 ・物価庁廃止、経済安定本部に物価局として吸収。 ・(経済安定本部の廃止と経済審議庁の設置。) ・(IMF加盟。) ・(経済審議庁を改称して経済企画庁発足。) ・(ガット加盟。) ・「経済自立5カ年計画」の策定(初の閣議決定計画。物価の安定等を目指す。)
56 57 58 59 60	1.3 2.5 0.4 1.8 3.8	4.4 3.0 6.5 1.0 1.1	・昭和31年度経済白書(経済企画庁発足後初の経済白書)が「もはや戦後ではない。」と立言。 ・高度成長時代の到来。 ・技術革新と大衆消費社会の到来。 ・神武景気となべ底不況	・閣議で「物価引下げのための貯蓄奨励の方針」決定。 ・(「新長期計画」(経済成長を6.5%)の策定。) ・(「貿易為替自由化計画大綱」決定(段階別に商品別の輸入自由化等をめざす。) ・「消費者物価抑制対策」決定(経済企画庁に連絡協議会設置、業者協定に独禁法適用、所要の輸入増加策、公共料金の引き上げ抑制等を内容とす

			<p>(著しい景気浮沈。)</p> <p>・1960年頃を転機に卸売物価上昇率に比べ消費者物価上昇率の上がり方が顕著になる(労働集約的で労働生産性上昇の余地の少ない農水産物、中小企業製品、個人サービス等。完全雇用水準への到達と生産性格差インフレ要因が基本的要因。)</p>	<p>る。)</p> <p>・(「所得倍増計画」決定(10年以内に実質国民所得を2倍にすること等を目標に設定。)</p>
61	62	13	・岩戸景気。	・初の物価白書を発表(便乗値上げに警告。)
62	67	17	・1960年ごろから続く生産性格差インフレ状況。	・「公共料金等政府の関与しうる物価の値上げ抑制について」の方針の決定。
63	66	17		・協定価格の取り締まり強化や輸入の弾力的措置を含んだ「物価安定総合対策」を閣議了承(物価政策の重点が構造政策等の総合的、多面的な取り組みに移される。)
64	46	02	・高度成長と開放経済体制(貿易自由化促進)への移行。	・(「全国総合開発計画」閣議決定(拠点開発構想。)
65	64	12	・40年不況。	・物価問題懇談会(経済企画庁長官の私的諮問機関)初会合。
				・(IMF 8条国への移行。)
				・(OECD加盟。)
				・「中期経済計画」(「所得倍増計画」のあとを受けたもの。消費者物価上昇率2.5%以内を成長の制約条件として見込む。)
				・「物価安定のための総合対策」閣議了解。
				・「消費者物価の安定について」閣議了解。
				・政府、総合政策会議で臨時物価対策閣僚協議会と第2次物価問題懇談会の設置を決定。
66	4.7	3.1	・戦後初の赤字国債の発行。	・消費者物価上昇の加速に対応するため、国際収支黒字下での金融引締め政策(戦後初。総需要管理政策。)
67	4.2	1.8	・「円対策8項目」決定。	・「経済社会発展計画」閣議決定(物価安定等を重視。)
68	4.9	0.8	・長期繁栄(4年9ヶ月にわたる戦後最も長い好況期間。)	・経済審議会「物価、賃金、所得、生産性研究委員会」(熊谷委員会)が「物価安定と所得政策」と題する報告書を発表(所得政策の理論的基礎について詳細に分析。)
69	6.4	3.1	・アメリカにつぐ自由世界第2の経済大国へ。	・政府、初の物価担当官会議の開催(固定資産税の引き上げにともなう家賃、地代の値上げ抑制策を検討。)
70	7.3	2.1	・消費者物価上昇の加速(生産性格差、国内の需給ひっ迫、国際的インフレ基調等による。)	・政府、物価安定推進会議第1回総会開催。
			・国際収支制約から消費者物価制約パターンへ移行。	・物価対策閣僚協議会の設置を閣議決定。
				・「新経済社会発展計画」策定(物価安定等重視。)
				・物価安定推進会議を改組した物価安定政策会議の開催を閣議決定。

71	5.9	0.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニクソンショック（金とドルの交換停止による変動相場制への移行。その後のインフレを助長。）</li> <li>「食糧危機」による食料価格の高騰。</li> <li>・日本列島改造ブームと第1次石油ショックによる「狂乱物価」現象。</li> <li>・スタグフレーション状況。</li> <li>・「ハイパーインフレ、国際収支悪化、不況」といういわゆる「トリレンマ」との戦い。1974年度には戦後初のマイナス成長。</li> <li>福祉社会への前進。</li> <li>・高度成長期から安定成長期への移行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでにない金融・財政両面からの厳しい総需要抑制政策の実施。</li> <li>・米穀の「物価統制令」適用廃止（26年ぶり自由化。）</li> <li>経済審議会「物価、所得、生産性委員会」（隅谷委員会）が当面は所得政策を導入する必要はない、等の内容の報告書をとりまとめ。</li> <li>経済企画庁に物価局設置。同時に「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」を施行。</li> <li>・「石油需給適正化法」及び「国民生活安定緊急措置法」の制定（生活関連物資等について標準価格の設定等。）</li> <li>・公共料金抑制政策の実施。</li> <li>・（国土庁発足（経済企画庁の国土開発に関する業務が引き継がれる。））</li> <li>経済企画庁内に臨時物資物価対策本部設置（本部長に物価局長が就任。）</li> <li>・「経済社会基本計画」及び「臨時物資物価対策に係る関係省庁等の実施体制について」の決定並びに</li> <li>政府「当面の物価対策について」の閣議了承等により物価の安定等を図る。</li> <li>経済対策閣僚会議設置（経済企画庁長官が総括。）</li> <li>物価モニター制度発足。</li> <li>・第1回物価レポート公表。</li> </ul>
76	9.5	6.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期は物価安定基調。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面の物価対策について」（物価担当官会議）の取りまとめ並びに「国際収支対策及び円高に伴う物価対策について」及び「総合経済対策」（ともに経済対策閣僚会議）の決定等により物価の安定等を図る。</li> </ul>
77	6.9	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次石油ショック（物価上昇。トリレンマ状況に再び陥るが、第1次石油ショックの教訓が生かされたため、経済の混乱は、比較的短期間に収まる。）</li> <li>・物価は再び安定基調に移行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次石油ショックに起因するホームメード・インフレを回避するため「物価対策の総合的推進について」（物価担当官会議）の策定並びに「物価対策の総合的推進について」及び「当面の物価対策について」（ともに物価問題に対する関係閣僚会議）の決定等の総合的な物価対策を講じる。</li> <li>物価ダイヤルの設置（情報の収集及び提供）</li> <li>（「経済の現状と経済運営の基本方針」（経済対策閣僚会議）の決定（長期安定成長を目指す。））</li> </ul>
81	4.0	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい歳出抑制による財政再建路線（シーリング制度の導入等。）</li> <li>・長期にわたる物価安定期への移行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当面の経済情勢と経済運営について」（経済対策閣僚会議）の開催（7項目の景気対策とともに7項目の物価対策を講じる。）</li> </ul>
86	0.0	5.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラザ合意以降の急激な円高の進展により内外価格差が大きな問題となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円高差益還元策の推進等のために、「当面の物価対策について」（物価担当官会議）の策定、「総合経済対策」（経済対策閣僚会議）の決定等が行われ、実行に移された。</li> </ul>
87	0.5	1.7		
88	0.8	0.6		
89	2.9	2.7		

90	3.3	1.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株価、地価等の資産価格の急騰（いわゆる「バブル」の発生。）</li> <li>・消費税導入。</li> <li>・湾岸危機による原油価格の急騰（物価の安定基調を崩すものにはならず。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地価対策関係閣僚会議（後に土地対策関係閣僚会議へと改組）の設置（効果的かつ総合的な土地政策の推進。）</li> <li>・物価局に地価問題検討プロジェクトチーム発足（「地価問題レポート」の報告）。また、具体的な対策として「首都圏における地価対策」のとりまとめを行う。</li> <li>・物価局「円高原油安と我が国物価」を発表。</li> <li>・内外価格差の実態調査の実施及び調査結果公表開始。</li> <li>・政府・与党内外価格差対策推進本部の設置（内外価格差縮小に向けた総合的な取組の実施。）</li> </ul>
91	2.8	0.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バブル」崩壊。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価政策会議の政策部会に内外価格差問題研究委員会設置（「内外価格差問題の基本的考え方」と題する報告書を公表。）</li> </ul>
92	1.6	1.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な円高。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価政策会議の政策部会を拡大して、物価構造政策委員会とする（内部に専門委員会を設置。「内外価格差の是正縮小に向けて」と題する報告書を内閣総理大臣に提出。同報告書が提言した行動計画は、閣議決定された「構造改革のための経済社会計画」中の「高コスト是正・活性化のための行動計画」に反映される。）</li> </ul>
93	1.2	1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久消費財、繊維製品を中心とした「価格破壊」現象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金の厳正な取扱いの趣旨を徹底するため「公共料金の取扱いに関する基本方針」を申し合せを行う。</li> <li>・公共料金の取扱いに関する新たな基本方針の策定等の観点から、「今後の公共料金の取扱いについて」の閣議了解、「規制緩和推進計画」の閣議決定及び「経済対策」（経済対策閣僚会議）の策定等を行う。</li> <li>・円高メリット還元の問題等に対処するため、「当面の物価対策について」（物価担当官会議）並びに「緊急経済対策」及び「緊急円高・経済対策」（経済対策閣僚会議）の策定等を行う。</li> </ul>
94	0.4	1.4		
95	0.1	1.0		
96	0.4	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価は安定的に推移。</li> <li>・消費税率値上げ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価構造政策委員会にサービス問題専門委員会設置（報告書公表。）</li> <li>・物価安定政策会議特別部会に基本問題検討会を設置（公共料金制度全般のあり方について見直しを行う。報告書を公表。）</li> </ul>
97	2.0	1.0		
98	0.2	2.1		

（注） 国内卸売物価の上昇率については、1960年以前については、総合卸売物価の上昇率をとっている（国内卸売物価の上昇率は、1961年から調査開始のため）



